

「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）【抄】

6 法務関係

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
「技術」、「人文知識・国際業務」の要件の緩和 (法務省)	社会の実態等を踏まえ検討し、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。	改定・法務ウ		随時措置	
研修・技能実習制度の要件の明確化等 (法務省)	a 交替制研修が認められる基準及び事例を公表し、周知徹底を図る。	改定・法務ウ		措置済	
	b 同一の外国人に対する再研修に関する基準及び事例を公表し、周知徹底を図る。			措置済	
	c 我が国企業単独で行う研修生の受入れに関し、いわゆる「5%」ルールの算出の基礎となる企業の範囲について、我が国企業の形態に即して、見直しを行う。			一部措置済	措置
35在留特別許可されなかった事例の公表並びに在留特別許可のガイドライン化 (法務省)	在留を特別に許可された事例が既に公表されているところ、在留特別許可されなかった事例の公表を併せて行う。また、在留を特別に許可する際のガイドラインを策定する。	重点・外国(3)			検討・結論